

# 資料 162-1

## 電気通信番号規則の一部改正等について

(諮問第3205号)

### ＜目次＞

1 諒問書	.....	1
2 概要	.....	2
3 改正案	.....	20

(公印・契印省略)

諮詢 第3205号  
令和7年12月9日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢問書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第50条の4第1号ハ並びに第2号イ及びロ並びに第50条の7の規定により、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の一部を改正することとしたい。

については、改正法附則第2条第3項第1号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

# 電気通信番号規則の一部改正等について

---

令和7年12月9日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部  
番号企画室

# 電気通信番号規則の一部改正等について

- 近年、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺の幇助犯として逮捕・起訴及び実刑に至った事例が増加しており、社会的な問題となっている。このような状況を踏まえ、総務省は、令和7年5月に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を改正し、電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の見直しを行った。
- 本件は、令和7年改正電気通信事業法の施行に向けた規定の整備等のため、情報通信審議会からの答申（「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次答申）等を踏まえ、主に以下の内容について、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の一部改正等を行うものである。

## ＜主な内容＞

### 1. 電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備

令和7年改正電気通信事業法において、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件が追加された。

- ・電気通信役務の継続的な実施が見込まれること
- ・その提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いこと

これを踏まえ、①規律の対象となる電気通信番号の種別、②申請者の役務継続性を審査するための申請書類、③その提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件を規定する。

### 2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備

令和7年改正電気通信事業法において、一般的に特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に、次の取組を行うことが義務付けられた。

- ・卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること
- ・一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること

これを踏まえ、①電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件、②電気通信番号使用計画の認定の有無及び役務継続性の確認方法、③役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数を規定する。

### 3. 見直し後の電気通信番号制度の適切な執行のため必要な規定の整備

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供実態を適切に把握する観点から、所要の規定の整備を行う。

### 4. その他

①電気通信事業法において卸電気通信役務を提供する際の確認義務を規定したことに伴う現行規定の整理、②電気通信番号を取り巻く環境の変化を踏まえた所要の規定の整備を行う。

# 1. 電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備

- 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の一部改正

諮詢対象

# 1. 電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備

- 令和7年改正電気通信事業法において、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件が追加された。
  - 電気通信役務の継続的な実施が見込まれること
  - その提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いこと
- これを踏まえ、①規律の対象となる電気通信番号の種別、②申請者の役務継続性を審査するための申請書類、③その提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件を規定する。

## ① 規律の対象となる電気通信番号の種別

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移を踏まえ、役務継続性の確認の対象となる電気通信番号の種別について、<b>固定電話番号・音声伝送携帯電話番号・特定IP電話番号を規定する。</b></li> </ul> <p>※ なお、この電気通信番号の種別は、後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号） (電気通信番号使用計画の認定の基準) 第六条（略）</li> <li><u>2 法第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号は、次のとおりとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第一号に掲げる固定電話番号</li> <li>別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号</li> <li>別表第六号に掲げる特定IP電話番号</li> </ul> </li> </ul>

## ② 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信番号使用計画の認定申請の際の添付書類として、詐欺罪等での処罰歴の確認のために、<b>役員の名簿及び本籍の記載のある住民票</b>の提出を求める。</li> <li>また、固定電話番号・音声伝送携帯電話番号・特定IP電話番号に係る役務継続性の審査のため、<b>事業計画書</b>の提出を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号） (電気通信番号使用計画の認定の申請) 第五条（略）</li> <li>3 法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li><u>申請者が法人又は団体である場合は、役員の名簿及び住民票（本籍の記載のあるものに限る。次号において同じ。）の写し又はこれに相当する書類</u></li> <li><u>申請者が個人である場合は、住民票の写し又はこれに相当する書類</u></li> <li><u>次条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号について電気通信番号使用計画の認定を受ける場合の場合は、事業計画書</u></li> </ul> </li> <li>四・五（略）</li> </ul>

# 1. 電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備

## 規定の趣旨

- 変更認定申請の際の添付書類については、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、**役員の名簿及び住民票（内容に変更があった場合に限る。）のみ**を規定する。

- 事業計画書の記載内容としては、以下の6項目を規定する。

- ① 事業開始年月日
- ② 申請者の事業実績
- ③ 関係会社の事業実績
- ④ 役員の経歴
- ⑤ 事業開始に必要となる資金の額、調達方法、返済計画
- ⑥ 事業開始後5年間の収支見込み

- 後述の卸電気通信役務の提供の際の役務継続性の確認基準を踏まえ、当該基準に該当する場合には②～④の事項を事業計画書において求めることとする。また、資金計画等について審査するために⑤及び⑥の事項を求めることとし、これらの事項を総合的に勘案し、事業継続性の審査をすることとする。

## 関係する主な改正規定

(変更の認定の申請)

第九条 (略)

3 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

二 第五条第三項各号（第三号を除く。）に定める書類（第一号及び第二号に定める書類については、当該書類の内容に変更があった場合に限る。）

二 (略)

様式第4（第5条第4項関係）

事業計画書

1 事業開始年月日

2 電気通信事業その他の事業の実績

3 関係会社及び当該関係会社の電気通信事業その他の事業の実績

社名	実績

4 役員の経歴

役員	経歴

5 事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

6 事業開始年月日以降5年間の収支見込み

年目：年月日から年月日まで	備考	
収入	電気通信事業収入	千円
	その他収入	
	計	
支出	電気通信事業支出	千円
	その他支出	
	計	
差引利益		

# 1. 電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備

## ③ 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>「その提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件」として以下の4点を規定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特殊詐欺に係る窃盗罪（キャッシュカード詐欺盗※を想定）により刑に処せられ2年を経過しない者</li> <li>② 特殊詐欺に係る窃盗罪（キャッシュカード詐欺盗※を想定）により常習累犯窃盗罪で刑に処せられ2年を経過しない者</li> <li>③ 電気通信番号使用計画の認定取消しを受けた法人等の当時の役員であつて、認定の取消の日から2年を経過しない者</li> <li>④ ①～③に該当する者が役員にいる法人等</li> </ul> </li> </ul> <p>※ キャッシュカード詐欺 監察官特殊詐欺対策ページより 監察官などを偽って電話をかけ「キャッシュカード（銀行口座）が不正に利用されている」「預金を保護する手続をする」などとして、嘘の手続きを説明した上で、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る手口です。 電話での説明後に「キャッシュカードの確認に行く」などの名目で私服監察官や銀行協会職員等になりました犯人が自宅を訪れ、被害者が目を離している隙に、あらかじめ用意しておいた偽のカードと本物のカードをすり替え、被害者が気づかない内に口座から現金を引き出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号） (電気通信番号使用計画の認定の基準) 第六条 法第五十条の四第一号ハの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。 2 (略) 3 <u>法第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件は、次のとおりとする。</u> 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条の罪（官公職を詐称し、又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）第一条第一項に規定する金融機関の従業者になりすまし、その他不正の方法をもって他人を欺いて、当該他人の預貯金通帳、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを窃取するものに限る。次号において同じ。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第三条の罪（刑法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 法第五十条の十の規定により法第五十条の二第一項の認定を取り消された者が法人又は団体である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人又は団体の役員であった者で、当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの 四 法人又は団体であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの</li> </ul>

## 2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務 に係る規定の整備

- 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の一部改正

諮詢対象

## 2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備

- 令和7年改正電気通信事業法において、一般的に特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に、次の取組を行うことが義務付けられた。
  - 卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること
  - 一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること
- これを踏まえ、①電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件、②電気通信番号使用計画の認定の有無及び役務継続性の確認方法、③役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数を規定する。

### ① 電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>役務継続性があると認められる基準としての事業継続期間を「6ヶ月」と規定する。</li> <li>その他、役務継続性があると認められる要件としては、以下の5つの要件を規定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 卸先事業者自身が、令和7年改正法施行後に総務省から直接電気通信番号使用計画の認定を受けていること</li> <li>② 卸先事業者の関係会社（国内企業）が、6ヶ月以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていること</li> <li>③ 卸先事業者自身が、外国の法令の規定による許認可等を受けて、6ヶ月以上継続して、外国で電気通信事業を行っていること</li> <li>④ 卸先事業者の親会社（海外企業）が、外国の法令の規定による許認可等を受けて、6ヶ月以上継続して、外国で電気通信事業を行っていること</li> <li>⑤ 卸先事業者自身の役員に、認定を受けた電気通信事業者において電気通信設備の設計、工事、維持又は運用等に関する業務に3年以上従事した経験者がいること</li> </ul> </li> </ul>	<p>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）  <u>（電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件等）</u>  <u>第十六条 法第五十条の七第二号の総務省令で定める期間は、六月とする。</u></p> <p>2 法第五十条の七第二号の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。    二 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日以後に法第五十条の二第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けた電気通信事業者（法第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者を除く。）であること。    二 関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。次条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうちに、外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。第四号において同じ。）以外の者であって、前項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っているものがあること。    三 法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。次号及び次条第一項第二号において同じ。）を受けて、前項に定める期間以上継続して外国において電気通信事業に相当する事業を行っていること。    四 親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。次条第一項第二号ホにおいて同じ。）が外国会社であって、当該親会社が、法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて、前項に定める期間以上継続して当該外国において電気通信事業に相当する事業を行っていること。</p>

## 2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備

五 役員のうちに、法第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者があること。

イ 電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

### ② 電気通信番号使用計画の認定の有無及び役務継続性の確認方法

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認方法として、卸先事業者の区分に応じて、以下の2点を規定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 卸先事業者が<u>総務省から直接認定を受けている事業者</u>である場合には、<u>電気通信番号使用計画の認定証の提示を受ける方法</u></li> <li>ロ 卸先事業者が<u>みなし認定事業者</u>である場合には、<u>電気通信事業の登録番号・届出番号</u>及び当該卸先事業者が作成した<u>電気通信番号使用計画の提示を受ける方法</u></li> </ul> </li> </ul> <p>※ 併せて、認定証の様式を変更し、電気通信番号の種別、固定電話番号については認定を受けている番号区画等を記載することを想定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）</u> (確認の方法等)           <p><u>第十七条 法第五十条の七の規定による確認は、次に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>二 法第五十条の七第一号に該当することの確認 次のイ又はロに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</u></p> <p><u>イ 法第五十条の七第一号イに掲げる者 当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法</u></p> <p><u>ロ 法第五十条の七第一号ロに掲げる者 当該相手方から次の(1)及び(2)に掲げるものの提示を受ける方法</u></p> <p><u>(1) 法第十二条第一項第二号に規定する登録番号又は電気通信事業法施行規則第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号</u></p> <p><u>(2) 利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画</u></p> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>卸先事業者が役務継続性を有することの確認について、役務継続性があると認められる要件ごとに、以下のとおり確認方法を規定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 卸先事業者自身が、6ヶ月以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることの確認方法は、(1)と(2)のいずれかの方法とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卸先事業者から、<u>契約書や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法</u></li> <li>(2) 金融商品取引所に当該卸先事業者の<u>株式が上場されていることを確認する方法</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>二 法第五十条の七第二号に該当することの確認 次のイからホまでに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方への確認の区分に応じ、当該イからホまでに定める方法</u></li> <li><u>1 当該相手方が前条第一項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることの確認 次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 当該相手方から電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法</u></li> <li><u>(2) 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。ハ(2)において同じ。）に当該相手方の株式が上場されていることを確認する方法</u></li> </ul> </li> </ul>

## 2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備

□ 卸先事業者自身が、令和7年改正法施行後に総務省から直接電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認は、以下の方法とする。

### 電気通信番号使用計画の認定証の提示を受ける方法

ハ) 卸先事業者の国内の関係会社が、電気通信事業その他の事業を6ヶ月以上継続して行っていることの確認方法は、(1)と(2)のいずれかの方法とする。

(1) 卸先事業者から、**有価証券報告書等の関係会社との関係を証する書類の提示**を受け、かつ、**契約書や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類の提示**を受ける方法

(2) 卸先事業者から、**有価証券報告書等の関係会社との関係を証する書類の提示**を受け、かつ、金融商品取引所に当該関係会社の**株式が上場されていることを確認する方法**

ニ) 卸先事業者自身が、海外において、電気通信事業法に相当する法令の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6ヶ月以上継続して行っていることの確認方法は、以下の2点の書類の提示を受ける方法とする。

- ・電気通信事業の登録・届出に相当する海外の許認可を受けていていることについて、**海外の政府機関が発行した許認可等の証書等**
- ・**契約書や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類**

ホ) 卸先事業者の海外の親会社が、海外において、電気通信事業法に相当する法令の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6ヶ月以上継続して行っていることの確認方法は、以下の3点の書類の提示を受ける方法とする。

- ・**有価証券報告書に相当する書類等の親会社との関係を証する書類**
- ・親会社が電気通信事業の登録・届出に相当する海外の許認可を受けていることについて、**海外の政府機関が発行した許認可等の証書等**
- ・**契約書や料金請求書等の事業継続期間が確認できる書類**

ヘ) 卸先事業者自身の役員に、認定を受けた電気通信事業者において電気通信設備の設計、工事、維持又は運用等に関する業務に3年以上従事した経験者がいることの確認方法は、**認定事業者から発行された退職証明書等の従事経験の内容を把握することが可能な書類**の提示を受ける方法とする。

□ **当該相手方が前条第二項第一号に該当することの確認** **当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法**

ハ **当該相手方が前条第二項第二号に該当することの確認** 次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの方法

(1) **当該相手方から有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。(2)及びホ(1)において同じ。）その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類及び電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の当該関係会社の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法**

(2) **当該相手方から有価証券報告書その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類の提示を受け、かつ、金融商品取引所に当該関係会社の株式が上場していることを確認する方法**

ニ **当該相手方が前条第二項第三号に該当することの確認** **当該相手方から次の(1)及び(2)に掲げるものの提示を受ける方法**

(1) **法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類**

(2) **電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類**

ホ **当該相手方が前条第二項第四号に該当することの確認** **当該相手方から次の(1)から(3)までに掲げる書類の提示を受ける方法**

(1) **外国において開示が行われている有価証券報告書に相当する書類その他の当該相手方と当該相手方の親会社との関係を証する書類**

(2) **当該相手方の親会社が法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類**

(3) **電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の当該相手方の親会社の事業継続期間が確認できる書類**

ヘ **当該相手方が前条第二項第五号に該当することの確認** **当該相手方から当該相手方の役員のうちに前条第二項第五号に規定する経験を有する者があることを証する書類の提示を受ける方法**

## 2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務に係る規定の整備

### ③ 役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"><li>役務継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数は、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事業者に対する負担も勘案し、番号種別ごとに50番号とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号） <u>（利用者設備識別番号の数）</u> <u>第十八条 法第五十条の七の総務省令で定める数は、第六条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別ごとに五十とする。</u></li></ul>

### 3. 見直し後の電気通信番号制度の適切な執行のため必要な規定の整備

- ・電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の一部改正
- ・電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正

諮詢対象

諮詢対象外

### 3. 見直し後の電気通信番号制度の適切な執行のため必要な規定の整備

- 電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供実態を適切に把握する観点から、所要の規定の整備を行う。

#### ① 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の確実な履行のための規定の整備

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>卸電気通信役務を提供する際の確認義務を確実に履行するため、契約の相手方が電気通信事業用途での利用を想定しているかどうか（自らの提供する役務が卸電気通信役務に該当するものかどうか）について、確認することとする。</li> </ul>	<p>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）  <u>（確認の方法等）</u>  <u>第十七条</u>（略）  <u>2</u>（略）  <u>3</u> 法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号（第六条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別に係るものに限る。次項において同じ。）を使用する電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の相手方に対し、当該電気通信役務が当該相手方の電気通信事業の用に供するものであるかどうかの確認をしなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>卸電気通信役務を提供する際の確認義務を確実に履行するため、契約期間中における契約相手方との間の連絡体制の確保について、確認することとする。</li> </ul>	<p><u>4</u> 法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の期間中における当該契約の相手方との間の連絡体制が確保されていることの確認をしなければならない。</p>

#### ② 卸電気通信役務の提供実態把握のための規定の整備

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供実態を把握するため、卸電気通信役務の提供を受けて電気通信番号を使用する場合の電気通信番号使用計画について、その提供を受ける卸元事業者名を全て記載させるよう、様式を変更する。</li> </ul>	<p>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）          様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係）          第2 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画          電気通信番号使用計画  <u>電気通信番号の種別（注1）：</u>          1（略）          2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容<u>（注2）</u>（注3）（注4）          3～6（略）          注1（略）  <u>2 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。</u>  <u>3～7</u>（略）</p>

### 3. 見直し後の電気通信番号制度の適切な執行のため必要な規定の整備

- その上で、変更手続の簡素化の観点から、卸元事業者名の追加・削除に係る変更のみの場合には、軽微事項として、事後届出とすることとする。
- 電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供実態を把握するため、みなし認定事業者についても、毎年度の電気通信番号の使用に関する報告において、卸元事業者名を記載することとする。

#### ●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）

（軽微な変更）

第十一条 法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名の追加又は削除

四～六 (略)

#### ●電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）

様式第28の4（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告  
(みなし認定／番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名  
法人番号

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	電気通信番号使用計画作成状況		番号使用数 うち卸提供数	番号未使用数	備考	合計
			電気通信番号	使用計画作成状況				
合計								

注1 (略)

2 「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行なう電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

3 「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、左欄に電気通信番号の種別ごとに直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を、右欄に作成した電気通信番号使用計画が標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）における別表のいずれに該当するかを記載すること。

4～8 (略)

## 4. その他

- ・電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の一部改正
- ・電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の一部変更

諮詢対象

諮詢対象外

## 4. その他

- ①電気通信事業法において卸電気通信役務を提供する際の確認義務を規定したことに伴う現行規定の整理、②電気通信番号を取り巻く環境の変化を踏まえた所要の規定の整備を行う。

### ① 電気通信事業法において卸電気通信役務を提供する際の確認義務を規定したことに伴う現行規定の整理

規定の趣旨	関係する主な改正規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法及び電気通信番号規則において、卸電気通信役務を提供する際の確認義務及びその履行方法について規定することとなったことを受け、電気通信番号計画における同旨の規定を削除するもの。</li> </ul>	<p>●電気通信番号計画（令和元年総務告示第6号）</p> <p>第2 電気通信番号の使用に関する基本的事項</p> <p>5 利用者設備識別番号については、<b>次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第3に定める事項</b>によること。</p> <p>(1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。</p> <p>(2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面（電磁的記録を含む。（3）において同じ。）において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（この5に掲げるものを含む。（3）において同じ。）を遵守することについて同意すること。</p> <p>(3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約（当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。）を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。</p> <p>(4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。</p> <p>(5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。</p>

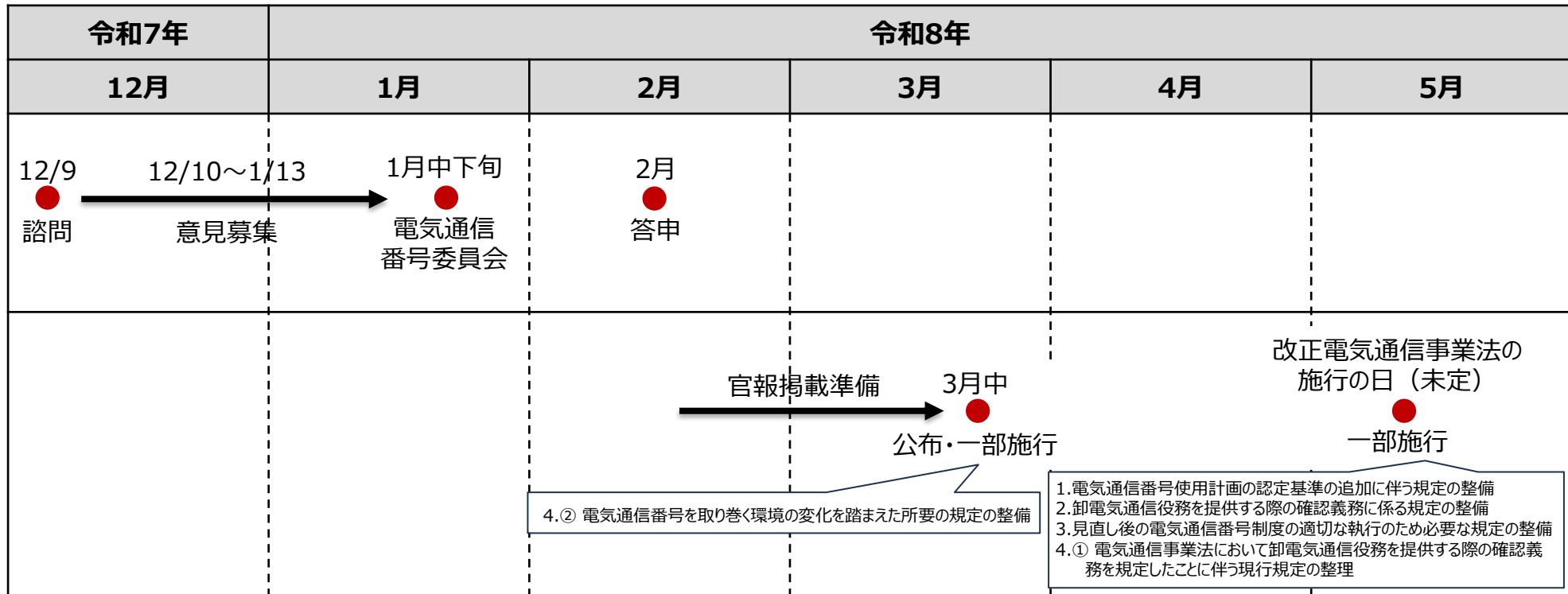
## 4. その他

### ② 電気通信番号を取り巻く環境の変化を踏まえた所要の規定の整備

規定の趣旨	関係する主な改正規定												
<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、携帯電話端末と衛星を直接通信するサービスが登場している。</li> <li>現在、音声伝送携帯電話番号（060/070/080/090番号）については、<u>携帯移動地球局に係る設備を識別するものとして、電気通信番号計画第3の表の注釈の適用</u>をしているが、データ伝送携帯電話番号（0200番号）については当該注釈の適用がない。</li> <li>今後、同サービスのM2M用途への拡大が見込まれることから、<u>当該注釈の対象となる番号種別として、データ伝送携帯電話番号（0200番号）を追加</u>する。</li> </ul>	<p>●電気通信番号計画（令和元年総務告示第6号）</p> <p>第3 利用者設備識別番号に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気通信番号</th><th>電気通信番号の構成</th><th>電気通信番号の使用に関する条件</th></tr> <tr> <th>電気通信番号の種別</th><td></td><td></td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ伝送携帯電話番号</td><td>0200DEFGHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)</td><td>携帯電話又はPHSに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注3、<u>注4</u>）</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 携帯移動地球局（電波法施行規則第4条第1項第20号の8に規定する携帯移動地球局をいう。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する<u>電気通信番号音声伝送携帯電話番号</u>については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第2の規定は適用しないものとする。</p>	電気通信番号	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件	電気通信番号の種別			データ伝送携帯電話番号	0200DEFGHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPHSに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注3、 <u>注4</u> ）		(略)	(略)
電気通信番号	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件											
電気通信番号の種別													
データ伝送携帯電話番号	0200DEFGHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPHSに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注3、 <u>注4</u> ）											
	(略)	(略)											
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、電気通信番号使用計画の様式において、特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所については、市区町村単位での記載を求めている。</li> <li>近年、設備の設置の形態も多様になっていることから、設備の設置場所※に加えて設備の設置の態様（支配・管理の状況等）を把握するよう、電気通信番号計画使用の様式を変更することとする。</li> </ul> <p>※ なお、設備の設置場所については、都道府県及び市区町村名の記載は、必須のものとしないこととする。</p>	<p>●電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）</p> <p>様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係）</p> <p>第1 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画</p> <p>電気通信番号使用計画</p> <p>電気通信番号の種別（注2）：</p> <p>1～8 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（<u>都道府県及び市区町村名を含む。</u>）及び設置の態様</p> <p>6～8 (略)</p>												

# 今後の進め方（案）

- 本諮問内容について、令和7年12月10日～令和8年1月13日の間意見募集を実施することとし、当該意見募集の結果を踏まえ、電気通信番号委員会において検討をした後、令和8年2月に答申をいただきたい。  
※ なお、本諮問内容に関連するものとして、電気通信事業法関係審査基準の一部改正案及び関係ガイドラインの策定・改正案についても併せて、総務省において意見募集を実施することとする。
- 総務省においては、答申後、速やかに電気通信番号規則の改正等を実施する予定。



## ＜施行期日＞

- 1.～4.①については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日に施行する。  
※ なお、改正後の電気通信事業報告規則の規定については、令和8年度の期間について報告するものから適用する。
- 4.②については、公布の日に施行する。

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二章第四節第二款及び第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信番号規則の一部改正）

第一条 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 〔第一章～第三章 略〕	目次 〔第一章～第三章 同上〕
第四章 卸電気通信役務を提供する際の確認義務（第十六条～第十八条）	第四章 雜則（第十六条～第十八条）
第五章 雜則（第十九条～第二十一条）	第五章 雜則（第十九条～第二十一条）
附則 （電気通信番号使用計画の認定の申請）	附則 （電気通信番号使用計画の認定の申請）
第五条 法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。	第五条 法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。
2 前項の電気通信番号使用計画は、別表に掲げる電気通信番号の種別ごとに作成するものとする。ただし、同一の電気通信番号の種別について、提供する電気通信役務の内容ごとに作成することを妨げない。	2 前項の電気通信番号使用計画は、別表に掲げる電気通信番号の種別ごとに作成するものとする。ただし、同一の電気通信番号の種別について、提供する電気通信役務の内容ごとに作成することを妨げない。
3 法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。	3 法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。
一 申請者が法人又は団体である場合は、役員の名簿及び住民票（本籍の記載のあるものに限る。次号において同じ。）の写し又はこれに相当する書類	一 申請者が法人又は団体である場合は、役員の名簿及び住民票（本籍の記載のあるものに限る。次号において同じ。）の写し又はこれに相当する書類
二 申請者が個人である場合は、住民票の写し又はこれに相当する書類	二 申請者が個人である場合は、住民票の写し又はこれに相当する書類
三 次条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号について電気通信番号使用計画の認定を受けようとする場合は、事業計画書	三 次条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号について電気通信番号使用計画の認定を受けようとする場合は、事業計画書
四 新たに利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、その利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠を記載した書類	四 新たに利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、その利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠を記載した書類
五 新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合は、特定の電気通信番号の指定を希望するときは、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類	五 新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合は、特定の電気通信番号の指定を希望するときは、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類
4 法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び前項第三号の事業計画書は、それぞれ様式第三及び様式第四によるものとする。	4 法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び前項第三号の事業計画書は、それぞれ様式第三及び様式第四によるものとする。
（電気通信番号使用計画の認定の基準）	（電気通信番号使用計画の認定の基準）
第六条 法第五十条の四第一号への総務省令で定める基準は、次のとおりとする。	第六条 法第五十条の四第一号への総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
〔一 略〕	〔一 略〕
二 別表第一号に掲げる固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの別表第一号に掲げる固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。	二 別表第一号に掲げる固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。
〔三・四 略〕	〔三・四 略〕
2 法第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号は、次のとおりとする。	2 法第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号は、次のとおりとする。
一 別表第一号に掲げる固定電話番号	一 別表第一号に掲げる固定電話番号
二 別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号	二 別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号
〔新設〕	〔新設〕
〔三・四 同上〕	〔三・四 同上〕
〔新設〕	〔新設〕

三 別表第六号に掲げる特定IP電話番号

法第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条の罪（官公職を詐称し、又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第二百三十六号）第一条第一項に規定する金融機関の従業者になりますまし、その他不正の方法をもつて他人を欺いて、当該他人の預貯金通帳、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを窃取するものに限る。次号において同じ。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第三条の罪（刑法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 法第五十条の十の規定により法第五十条の二第一項の認定を取り消された者が法人又は団体である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人又は団体の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

四 法人又は団体であつて、その役員のうちに前三号のいづれかに該当する者があるもの

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条 総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十二の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

〔2 略〕

〔2 略〕

（変更の認定の申請）

第九条 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第一項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第五及び様式第二によるものとする。

〔2 略〕

3 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第一項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一 第五条第三項各号（第三号を除く。）に定める書類（第一号及び第二号に定める書類について、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

〔2 略〕

法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第一項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第三によるものとする。

（軽微な変更）

第十一條 法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする

一 指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含み、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

〔新設〕

二	電気通信役務の提供の開始の日の繰上げ	二	「同上」
三	卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名の追加又は削除	三	「新設」
四	電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしてい る場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少（当該取決 めの内容に変更がない場合に限る。）	四	「同上」
五	電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、総合品質の変更（総 合品質を劣化させることとなる場合を除く。）	五	「同上」
六	別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号を使用して電気通信役務の内容を識別している 場合であって、当該付加的役務識別番号の四桁目以降によりその識別する電気通信役務の内 容を細分しているときにおける当該細分している事項の変更（新たに付加的役務識別番号の 指定を受けることとなる場合を除く。）	六	（軽微な変更の届出等）
第七十二条	電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の 届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事 項の変更に係る届出をしたものとみなす。	第七十二条	（軽微な変更の届出等）
2	法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする 者は、 <u>様式第六</u> の届出書に、 <u>様式第二</u> による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は 電気通信役務の内容ごとに作成したもの）のうち、変更のないものを除き、指定を受けている電 気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添え て提出しなければならない。	2	法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする 者は、 <u>様式第四</u> の届出書に、 <u>様式第二</u> による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は 電気通信役務の内容ごとに作成したもの）のうち、変更のないものを除き、指定を受けている電 気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添え て提出しなければならない。
3	法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつた旨の 届出をしようとする者は、 <u>様式第七</u> の届出書を提出しなければならない。	3	法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつた旨の 届出をしようとする者は、 <u>様式第五</u> の届出書を提出しなければならない。
4	前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認 定証及び法第五十条の六第一項の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認 定証を総務大臣に返納しなければならない。	4	前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定及び法第五十条の六第一 項の認定に係る認定証を総務大臣に返納しなければならない。
〔5 略〕	（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）	〔5 同上〕	（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）
第十三条	利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第 五十一条の十一第一号）に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下こ の条において同じ。）があつた場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事 業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事 業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。	第十三条	利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第 五十一条の十第一号）に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下こ の条において同じ。）があつた場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事 業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事 業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。
〔2～5 略〕	（事業者設備等識別番号の取消し等）	〔2～5 同上〕	（事業者設備等識別番号の取消し等）

第十四条 総務大臣は、法第五十条の十二の規定により、法第五十条の九の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があつたときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2 総務大臣は、法第五十条の十二の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の十各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条 電気通信番号（電気通信番号計画において使用の期限が記載されたものに限る。）の指定は、当該使用の期限を超えた場合は、その効力を失うものとする。

2 前項の場合において、電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第四章 電気通信役務を提供する際の確認義務

（電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件等）

第十六条 法第五十条の七第二号の総務省令で定める期間は、六月とする。

2 法第五十条の七第二号の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする

一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日以後に法第五十条の二第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けた電気通信事業者（法第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者を除く。）であること。

二 関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。次条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうちに、外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。第四号において同じ。）以外の者であつて、前項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つているものがあること。

三 法に相当する外国の法令による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。次号及び次条第一項第二号において同じ。）を受けて、前項に定める期間以上継続して外国において電気通信事業に相当する事業を行つていること。

四 親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。次条第一項第二号ホにおいて同じ。）が外国会社であつて、当該親会社が、法に相当する外国の法令による許認可等を受けて、前項に定める期間以上継続して当該外国において電気通信事業に相当する事業を行つていること。

第十四条 総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、法第五十条の八の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があつたときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2 総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条 「同上」

2 前項の場合において、電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の八各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

〔新設〕

五	役員のうちに、法第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者があること。
イ	電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務
ロ	イに掲げる業務を監督する業務 (確認の方法等)
第十七条	法第五十条の七の規定による確認は、次に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
一	法第五十条の七第一号に該当することの確認 次のイ又はロに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ	法第五十条の七第一号イに掲げる者 当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法
ロ	法第五十条の七第一号ロに掲げる者 当該相手方から次の(1)及び(2)に掲げるものの提示を受ける方法
(1)	法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は電気通信事業法施行規則第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号
二	法第五十条の七第二号に該当することの確認 次のイからホまでに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方への確認の区分に応じ、当該イからホまでに定める方法
イ	当該相手方が前条第一項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つていることの確認 次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの方法
(1)	当該相手方から電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法
(2)	金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。ハ(2)において同じ。)に当該相手方の株式が上場されていることを確認する方法
ロ	当該相手方が前条第二項第一号に該当することの確認 当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法
ハ	当該相手方が前条第二項第二号に該当することの確認 次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの方法
(1)	当該相手方が前条第二項第一号に該当することの確認 当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法
(2)	当該相手方から有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。)及びホ(1)において同じ。)その他の当該相手方と当該相手方の

<p>4 </p> <p>法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号を使用する 卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の 期間中における当該契約の相手方との間の連絡体制が確保されていることの確認をしなければ ならない。</p> <p>(利用者設備識別番号の数)</p>	<p>2 </p> <p>法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類</p> <p>(1) 電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認でき る書類</p> <p>本 </p> <p>当該相手方が前条第二項第三号に該当することの確認 当該相手方から次の(1)及び(2) に掲げるものの提示を受ける方法</p> <p>(1) 法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類</p> <p>(2) 電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認でき る書類</p> <p>ま </p> <p>当該相手方が前条第二項第四号に該当することの確認 当該相手方から次の(1)から(3) までに掲げる書類の提示を受ける方法</p> <p>(1) 外国において開示が行われている有価証券報告書に相当する書類その他の当該相手 方と当該相手方の親会社との関係を証する書類</p> <p>(2) 当該相手方の親会社が法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けている ことを証する書類</p> <p>(3) 電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の当該相手方の親会社の事 業継続期間が確認できる書類</p> <p>~ </p> <p>当該相手方が前条第二項第五号に該当することの確認 当該相手方から当該相手方の役 員のうちに、前条第二項第五号に規定する経験を有する者があることを証する書類の提示 を受ける方法</p> <p>法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、前項に規定する確認の方法のう ち、書類の提示を受けるものについて、当該書類の提示に代えて電磁的方法（電子情報処理組 織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第二十一条において同じ。 ）により当該書類に記載されるべき事項の提供を受けることができる。</p> <p>3 </p> <p>法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号（第六条第 二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別に係るものに限る。次項において同じ。）を使用 する電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約 の相手方に対し、当該電気通信役務が当該契約の相手方の電気通信事業の用に供するものであ るかどうかの確認をしなければならない。</p>
---	--

第十八条 法第五十条の七の総務省令で定める数は、第六条第一項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別ごとに五十とする。

## 第五章 雜則

(公示)

第十九条 法第五十条第一項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二）の規定により記載するもの（を除く。）の公示は、官報で告示するにじよって行う。

2 法第五十条第一項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十三）の規定により記載するもの（を除く。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(書類の提出)

第二十条 「略」

(電磁的方法による提出)

第二十一条 その省令の規定による書類の提出によつては、当該書類が電磁的記録で作成やれて、この場合には、電磁的方法をもつて行つといふやう。

(略)

様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係）

第1 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

〔略〕

〔1～8 略〕

〔注1 略〕

〔2～4 略〕

5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様

〔6～8 略〕

第2 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

〔略〕

〔1 同左〕

2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注2）（注3）（注4）

3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注3）（注5）

4 利用者設備識別番号の管理に関する事項（注3）（注6）

(公示)

第十六条 法第五十条第一項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十一）の規定により記載するもの（を除く。）の公示は、官報で告示するにじよって行う。

第十六条 法第五十条第一項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十一）の規定により記載するもの（を除く。）の公示は、官報で告示するにじよって行う。

2 法第五十条第一項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二）の規定により記載するもの（を除く。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(書類の提出)

第二十七条 「回上」

(電磁的方法による提出)

第十八条 その省令の規定による書類の提出によつては、当該書類が電磁的記録で作成やれて、この場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法や他の情報通信の技術を利用する方法をもつ。次項に記載する。）をもつて行つといふやう。

〔2 回上〕

様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係）

第1 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

〔同左〕

〔1～8 同左〕

〔注1 同左〕

〔2～4 同左〕

5 〔同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市町村名を含む。）

〔6～8 同左〕

第2 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

〔同左〕

1 同左

2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注2）（注3）

3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注2）（注4）

4 利用者設備識別番号の管理に関する事項（注2）（注5）

5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注3）	5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注2）
6 その他の電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注3）	6 その他の電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注2）
〔注1 略〕	〔注1 同左〕
〔2 卸電気通信業務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。〕	〔2 新設〕
〔3 略〕	〔2 同左〕
〔4 略〕	〔3 同左〕
〔5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。〕	〔4 同左〕
〔(1)～(3) 略〕	〔(1)～(3) 同左〕
〔4 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様〕	〔4 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）〕
〔6 略〕	〔5 同左〕
〔7 略〕	〔6 同左〕

第3 事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号 使用計画	第3 事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号 使用計画
〔略〕	〔同左〕
〔1～7 略〕	〔1～7 同左〕
〔注1 略〕	〔注1 同左〕
〔2～4 略〕	〔2～4 同左〕
5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。	5 同左
〔(1)～(3) 略〕	〔(1)～(3) 同左〕
〔4 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様〕	〔4 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）〕
〔6・7 略〕	〔6・7 同左〕

第4 事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号 使用計画	第4 事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号 使用計画
〔略〕	〔同左〕
〔1 略〕	〔1 同左〕
2 電気通信番号を使用して提供する電気通信業務の内容（注2）（注3）（注4）	2 電気通信番号を使用して提供する電気通信業務の内容（注2）（注3）
3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注3）（注5）	3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注2）（注4）
4 事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注3）（注6）	4 事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注2）（注5）
5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注3）	5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注2）
6 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注3）	6 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注2）

〔注1 略〕

〔2 駐電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。〕

〔3 略〕

〔4 略〕

〔5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。〕

〔(1)～(3) 略〕

〔4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様。〕

〔6 略〕

〔7 略〕

様式第3 (第5条第4項及び第9条第4項関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記

載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載するこ

と。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番  
号及び電子メールアドレスを記載すること。

なお、担当部署がある場合は、当該担当部署  
の電話番号及び電子メールアドレスを記載す  
ること。)

〔注1 同左〕

〔新設〕

〔2 同左〕

〔3 同左〕

〔4 同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

〔4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所 (都道府県及び市区町村名を含む。)

〔5 同左〕

〔6 同左〕

〔新設〕

認定（変更認定）申請者が電気通信事業法第50条の3第1号から第4号まで（電気通信事業法第50条の6第2項の規定において準用する同法第50条の3第1号から第4号まで）に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第4（第5条第4項関係）

事業計画書

〔新設〕

1 事業開始年月日

2 電気通信事業その他の事業の実績（注1）

3 関係会社及び当該関係会社の電気通信事業その他の事業の実績（注2）（注3）

社名	実績

4 役員の経歴（注4）（注5）

役員	経歴

5 事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

6 事業開始年月日以降5年間の収支見込み（注6）

年目	年 月	日から	年 月	日まで	備考
電気通信事業収入				千円	
その他収入					
計					
電気通信事業支出			千円		
その他支出					
計					
差引利益					

注1 6月末満の事業の実績については、記載を要しない。

注2 記載する社名の数に応じ、項を適宜増減すること。

<u>3</u> 第16条第2項第2号又は第4号に掲げる要件に該当しない事業の実績については、記載を要しない。	<u>4</u> 記載する役員の数に応じ、項を適宜増減すること。	<u>5</u> 第16条第2項第5号に掲げる要件に該当しない経歴については、記載を要しない。	<u>6</u> 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。
<u>様式第5</u> (第9条第1項関係) 〔略〕	<u>様式第3</u> (第9条第1項関係) 〔同左〕	<u>様式第4</u> (第12条第2項関係) 〔同左〕	<u>様式第6</u> (第12条第2項関係) 〔略〕
<u>様式第7</u> (第12条第3項関係) 〔略〕	<u>様式第5</u> (第12条第3項関係) 〔同左〕		
備考 裁定の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く余体に付した傍線は注記である。			

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する  
改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に  
対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。  
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対  
象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対  
象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

株式会社	名　　印　　綴
------	---------

株式会社	名　　印　　綴
------	---------

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務 (利用者設備識別番号) の提供状況)
--

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務 (利用者設備識別番号) の提供状況)
--

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで

事業者名  
法人番号

事業者名  
法人番号

登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認

〔注 1 略〕

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

〔注 1 同左〕

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

〔注 1 同左〕

4 「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の認定状況について、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

4 「卸先事業者の電気通信番号使用計画の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

5 「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で

記載すること。

6 5  
[略]

6  
7  
〔同左〕

(自らが指定を受けていない番号／番号使用状況)  
電気通信番号の使用に関する報告

年3月31日現在

事業者名  
法人番号

番号の種別	御元事業者名	法人番号	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
			うち鉄 提供数	うち電話軒 送役務の数			
合計							

〔注1 略〕  
「御元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に御電気通信役務の提供を行ふ電気通信事業者について、その氏名又は名称及び御元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあっては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。  
〔3~8 略〕

5  
6  
〔略〕

年3月31日現在

事業者名  
法人番号

[注1 同左]

2 「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者に卸元事業者について、その氏名又は名称を記載すること。

〔3~8 同左〕

〔注 1 略〕

2 「御元事業者名」  
行う電気通信事業者に  
載ること。ただし、  
住所を記載すること。

〔3～8 略

34

## 電気通信番号の使用に関する報告

（みなし認定／番号使用状況）

年3月31日現在

事業者名  
法人番号事業者名  
法人番号事業者名  
法人番号

年3月31日現在

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	電気通信番号使用計画作成状況	登録番号又は届出番号		
				番号使用数	番号未使用数	備考
			うち卸提供数			
合計						

〔注1 略〕

〔2〕「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行なう電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合には、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

〔3〕「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、左欄に電気通信番号の種別ごとに直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を、右欄に作成した電気通信番号使用計画が標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）における別表のいずれに該当するかを記載すること。

〔4〕〔5〕〔6〕〔7〕〔8〕「略」

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	登録番号又は届出番号		
		番号使用数	番号未使用数	備考
	うち卸提供数			
合計				

〔注1 同左〕  
〔新設〕

〔2〕「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を記載すること。

備考　表中の〔 〕の記載及び表頭規定の「欄に縦書きした記記部分を除く全体にわたる縦書き」。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日（令和　年　月　日）から施行する。ただし、第一条中電気通信番号規則様式第二の改正規定（「設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）」を「設置場所及び設置の態様」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和八年七月一日以降である報告から適用する。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改め、変更前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定は、これを削る。

般　　則　　總	般　　則　　總												
第1　総則	第1　〔同左〕												
〔1～3　略〕	〔1～3　同左〕												
4　法第50条の13に關し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。	4　法第50条の12に關し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。												
5　総務省は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第8条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の2第3項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。	5　総務省は、第2の5(1)の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第8条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の2第3項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。												
第2　電気通信番号の使用に關する基本的事項	第2　〔同左〕												
〔1～4　略〕	〔1～4　同左〕												
5　利用者設備識別番号については、第3に定める事項によること。	5　利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に關する条件によるほか、第3に定める事項によること。												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔削る〕	〔削る〕												
〔6・7　略〕	〔6・7　同左〕												
第3　利用者設備識別番号に關する事項	第3　〔同左〕												
<table border="1"> <tr> <td>電気通信番号</td> <td>電気通信</td> <td>電気通信番号の使用に關する条件</td> </tr> <tr> <td>電気通</td> <td>電気通信番号の</td> <td>番号によ</td> </tr> </table>	電気通信番号	電気通信	電気通信番号の使用に關する条件	電気通	電気通信番号の	番号によ	<table border="1"> <tr> <td>電気通信番号</td> <td>電気通信</td> <td>電気通信番号の使用に關する条件</td> </tr> <tr> <td>電気通</td> <td>電気通信番号の</td> <td>番号によ</td> </tr> </table>	電気通信番号	電気通信	電気通信番号の使用に關する条件	電気通	電気通信番号の	番号によ
電気通信番号	電気通信	電気通信番号の使用に關する条件											
電気通	電気通信番号の	番号によ											
電気通信番号	電気通信	電気通信番号の使用に關する条件											
電気通	電気通信番号の	番号によ											

信番号の種別	構成	り識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
〔略〕	データ伝送携帯電話番号 G H J K L M N (ただし、英字は十進数字とし、D E F G Hは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPH Sに係る役務(い) ター伝送役務の用に供するものに限る。) 係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用端末(移動する無線局の無線設備であるものに限る。) (注3、注4)
〔略〕	データ伝送携帯電話番号 G H J K L M N (ただし、英字は十進数字とし、D E F G Hは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPH Sに係る役務(い) ター伝送役務の用に供するものに限る。) 係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用端末(移動する無線局の無線設備であるものに限る。) (注3)

信番号の種別	構成	り識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
〔同左〕	データ伝送携帯電話番号 G H J K L M N (ただし、英字は十進数字とし、D E F G Hは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPH Sに係る役務(い) ター伝送役務の用に供するものに限る。) 係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用端末(移動する無線局の無線設備であるものに限る。) (注3)
〔第1・第2 同左〕	〔第1・第2 同左〕	〔第1・第2 同左〕



附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。ただし、電気通信番号計画第三の変更規定は、公示の日から施行する。